

# 市税事務所の開設について

札幌市では、平成 22 年 10 月 12 日（火）より、各区役所などで行っていた税務事務を統合し、5 つの市税事務所を開設します。これに伴い、市税の窓口が区役所と大通バスセンタービル 2 号館から「市税事務所」に変わります。

なお、一部の市税証明については、引き続き区役所でも交付できます。

## 1 概要

### (1) 開設日

平成 22 年 10 月 12 日（火）

### (2) 名称・所在地・所管区域

名称	所在地	所管区域
札幌市中央市税事務所	札幌市中央区北 2 条東 4 丁目 サッポロファクトリー 2 条館 4 階	中央区※
札幌市北部市税事務所	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 アスティ 45 9 階	北区・東区
札幌市東部市税事務所	札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 札幌市交通局本局庁舎 1 階・2 階	白石区・厚別区
札幌市南部市税事務所	札幌市豊平区平岸 5 条 8 丁目 2 番 10 号 イースト平岸 2 階～4 階	豊平区・清田区 ・南区
札幌市西部市税事務所	札幌市西区琴似 3 条 1 丁目 1 番 20 号 コトニ 3・1 ビル 2 階	西区・手稲区

※ 個人の市民税（給与からの特別徴収に係るものに限る。）、法人市民税、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税については、本市の全部の区域を所管する。

## 2 目的

### (1) 税務事務の機能強化と効率化の実現

集約による規模の効果を活かし、課税客体の補捉や滞納整理事務などをこれまで以上に強化するとともに、事務の効率性を高め、コスト削減を進める。

### (2) 市民からの信頼向上

税務事務の機能強化と効率化の実現により、納税者へのよりきめ細かい対応が可能となる。今まで以上に公平で適正な課税と納税の推進を図ることで、市民からの信頼の向上を目指す。

### 3 市税証明の交付場所と交付できる市税証明の種類

市税事務所および市役所 2 階市税証明窓口では全ての市税証明を交付できる。

また、次の市税証明については、10 月 12 日以降も引き続き各区役所・出張所において交付することができる。

- (1) 個人の市・道民税の課税証明、納税証明および市・道民税証明（所得証明）
- (2) 個人の固定資産税・都市計画税の課税証明および納税証明

※ 古い年度の証明、未納のある場合の証明など、各区役所・出張所では交付できない証明については次表参照。

各区役所・出張所で交付できる市税証明

市税証明の種類	各区役所・出張所における交付の可否			
	今年度 (22年度)	前年度 (21年度)	2年度前 (20年度)	3年度以上前 (19年度以前)
1 個人の市・道民税証明（所得証明）	○	○	○※	×
2 個人の市・道民税の 課税証明・納税証明(但し「4」の場合を除く)	○	○	○※	×
3 個人の固定資産税・都市計画税の 課税証明・納税証明(但し「4」の場合を除く)	○	○	×	×
4 次に該当する納税証明 (1) 未納のある場合の納税証明 (2) 納税証明（指名願） (3) 軽自動車税の納税証明 (4) 酒類販売業免許申請用証明書	×	×	×	×
5 その他の市税証明 (固定資産評価証明、法人の課税証明・納税証明など)	×	×	×	×

○：可能    ×：不可（市税事務所および市役所2階市税証明窓口で交付します。）  
 ※ 2年度前の証明について、1月中旬以降は区役所・出張所で交付できません。市税事務所および市役所2階市税証明窓口で交付します。

### 4 開所式

市税事務所開設日に開所式を行う。

- (1) 日時  
平成 22 年 10 月 12 日（火）  
午前 8 時 30 分頃
- (2) 場所  
札幌市中央市税事務所（中央区北 2 条東 4 丁目 サッポロファクトリー 2 条館 4 階）
- (3) 内容（予定）  
看板除幕、市長挨拶など

問い合わせ先

財政局税制部税制課（調査担当） 遠藤

電話：211-3091

# 市税事務所(10月12日開設)の連絡先と交通アクセス

## 中央市税事務所

担当する区:中央区

〒060-8572(納税課・固定資産税課)  
 〒060-8649(市民税課)  
 中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館 4階

### ■地下鉄をご利用の場合

・東西線バスセンター前駅  
 8番出口より北へ約350m

### ■バスをご利用の場合

・「サッポロファクトリー」(中央バス・JRバス)下車  
 ・「サッポロファクトリー前」(中央バス)下車



サッポロファクトリー第1～第4駐車場は1時間無料です。(第2駐車場のご利用は午前10時からとなります。)

- ◆納税課  
市税証明・口座振替担当 ☎211-3912  
納税相談担当 ☎211-3913
- ◆市民税課  
個人の市・道民税担当 ☎211-3914  
特別徴収担当 ☎211-3075  
法人市民税担当 ☎211-3071  
その他の市税(事業所税等) ☎211-3073  
軽自動車税担当 ☎211-3076
- ◆固定資産税課  
土地担当 ☎211-3917  
家屋担当 ☎211-3918  
償却資産担当 ☎211-3079

## 北部市税事務所

担当する区:北区・東区

〒060-8641  
 中央区北4条西5丁目 アステ45 9階

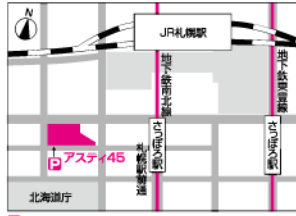
### ■JR線をご利用の場合

・札幌駅西コンコース南口より  
 南西へ約200m

### ■地下鉄をご利用の場合

・南北線・東豊線さっぽろ駅  
 3番出口より西へ約150m

●北部市税事務所周辺は自転車等の放置禁止区域となっていますのでご注意ください。



特約駐車場:アステ45地下駐車場

- ◆納税課  
市税証明・口座振替担当 ☎207-3912  
納税相談担当 ☎207-3913
- ◆市民税課  
個人の市・道民税担当 ☎207-3914
- ◆固定資産税課  
土地担当 ☎207-3917  
家屋担当 ☎207-3918

## 東部市税事務所

担当する区:白石区・厚別区

〒004-8641  
 厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局庁舎 1階・2階

### ■地下鉄をご利用の場合

・東西線大谷地駅直結

### ■バスをご利用の場合

(南郷通をはさんで/スターミナル向かい)  
 ・「大谷地ターミナル」(JRバス)下車  
 ・「大谷地駅」(スターミナル) (中央バス)下車



特約駐車場:大谷地東駐車場

- ◆納税課  
市税証明・口座振替担当 ☎802-3912  
納税相談担当 ☎802-3913
- ◆市民税課  
個人の市・道民税担当 ☎802-3914
- ◆固定資産税課  
土地担当 ☎802-3917  
家屋担当 ☎802-3918

## 南部市税事務所

担当する区:豊平区・清田区・南区

〒062-8641  
 豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸 2階・3階・4階

### ■地下鉄をご利用の場合

・東豊線美園駅  
 1番出口より南西へ約400mさらに西へ約200m

### ■バスをご利用の場合

・南北線平岸駅  
 3番出口より東へ約750m  
 ・平岸5条8丁目(中央バス)下車 東へ約100m



特約駐車場:タイムズイースト平岸駐車場

- ◆納税課  
市税証明・口座振替担当 ☎824-3912  
納税相談担当 ☎824-3913
- ◆市民税課  
個人の市・道民税担当 ☎824-3914
- ◆固定資産税課  
土地担当 ☎824-3917  
家屋担当 ☎824-3918

## 西部市税事務所

担当する区:西区・手稲区

〒063-8641  
 西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3-1ビル 2階

### ■JR線をご利用の場合

・JR琴似駅から空中歩道で直結

### ■地下鉄をご利用の場合

・東西線琴似駅  
 2番出口より北東へ約550m、さらに北西へ約250m

### ■バスをご利用の場合

・琴似3条2丁目(JRバス)下車

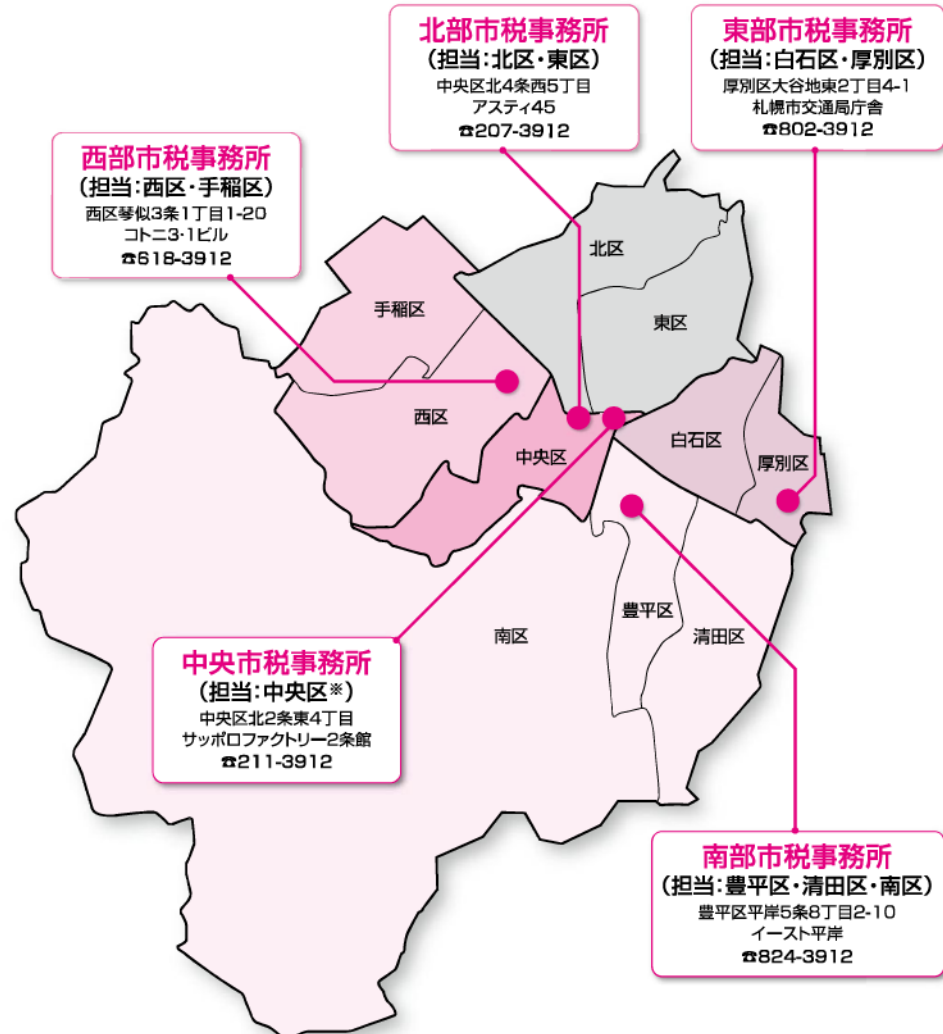


特約駐車場:コトニ3-1ビル駐車場

- ◆納税課  
市税証明・口座振替担当 ☎618-3912  
納税相談担当 ☎618-3913
- ◆市民税課  
個人の市・道民税担当 ☎618-3914
- ◆固定資産税課  
土地担当 ☎618-3917  
家屋担当 ☎618-3918

# 平成22年10月12日(火)、区役所の税務部門が市税事務所に移転します。

札幌市では、平成22年10月12日(火)より、各区役所などで行っていた税務事務を統合し、5つの市税事務所を開設します。これに伴い、**市税の窓口が区役所などから「市税事務所」に変わります。**一部の市税証明の交付については引き続き区役所でも行いますが、それ以外の市税のご用件については市税事務所へお越しください。



市税事務所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。  
 車でお越しの方は、市税事務所特約駐車場をご利用のうえ、駐車券を窓口へご提示ください。  
 駐車料金が1時間無料となります。(ただし、駐車できるスペースには限りがありますのでご注意ください。)

市税事務所に関する問い合わせ先:札幌市財政局税政部税制課調査担当  
 電話番号 011-211-3091 メールアドレス zeisei@city.sapporo.jp  
 FAX番号 011-218-5149 URL <http://www.city.sapporo.jp/citytax/>



※給与から特別徴収により納める個人の市・道民税、法人市民税、固定資産税(償却資産分)、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税に関する申告・申請、課税内容の確認等については、市内の全部の区域を一括して中央市税事務所が担当します。

## 市税の窓口が変わります(10月12日～)

平成22年10月12日以降、市税に関する手続きは、各市税事務所で受付いたします。  
一部の市税証明の交付については引き続き区役所でも行いますが、それ以外のご用件については市税事務所へお越しください。

取扱事務	対応する窓口
<b>1 市税の納付に関すること</b>	
(1) 市税の納付	最寄りの市税事務所、金融機関など※ ※区役所については指定金融機関での対応となります。 なお、納付書等の再発行については市税事務所へお問い合わせください。
(2) 納税相談	お住まいの区を担当する市税事務所
(3) 口座振替の申し込み	最寄りの市税事務所、金融機関など※ ※区役所の指定金融機関では申し込みできませんのでご注意ください。
<b>2 市税証明の交付</b>	
(1) すべての市税証明	最寄りの市税事務所、市役所2階市税証明窓口
(2) 一部の市税証明(このページ下段の表をご覧ください。)	最寄りの区役所、篠路出張所、定山溪出張所
<b>3 申告・申請、課税内容の確認 など</b>	
(1) 個人の市・道民税(給与から特別徴収により納めるものは除く)	お住まいの区(1月1日現在)を担当する市税事務所
(2) 固定資産税・都市計画税(土地・家屋分)	資産の所在する区を担当する市税事務所
(3) 給与から特別徴収により納める個人の市・道民税	中央市税事務所
(4) 法人市民税	
(5) 固定資産税(償却資産分)	
(6) 軽自動車税	
(7) その他の市税(事業所税・市たばこ税・特別土地保有税・入湯税)	
<b>4 市税についての一般的な相談、問い合わせ</b>	最寄りの市税事務所

## 各区役所・出張所で交付できる市税証明(10月12日～)

市税事務所および市役所2階市税証明窓口ではすべての市税証明を交付できますが、各区役所・出張所では次の表中に「○」を記したものを以外交付できませんのでご注意ください。

市税証明の種類	各区役所・出張所における交付の可否			
	今年度 (22年度)	前年度 (21年度)	2年度前 (20年度)	3年度以上前 (19年度以前)
1 個人の市・道民税証明(所得証明)	○	○	○*	×
2 個人の市・道民税の課税証明・納税証明(但し「4」の場合を除く)	○	○	○*	×
3 個人の固定資産税・都市計画税の課税証明・納税証明(但し「4」の場合を除く)	○	○	×	×
4 次に該当する納税証明 (1) 未納のある場合の納税証明 (2) 納税証明(指名願) (3) 軽自動車税の納税証明 (4) 酒類販売業免許申請用証明書	×	×	×	×
5 その他の市税証明 (固定資産評価証明、法人の課税証明・納税証明など)	×	×	×	×

○:可能 ×:不可(市税事務所および市役所2階市税証明窓口で交付します。)  
※2年度前の証明について、1月中旬以降は区役所・出張所で交付できません。市税事務所および市役所2階市税証明窓口で交付します。

## 市税事務所開設に関連したQ&A

**Q なぜ市税事務所を開設するのですか?**  
**A** 札幌市が行政サービスを行うために大切な市税を納めていただくには、市民の皆さんによる税務事務への信頼が欠かせません。また、地方分権、税源移譲などにより、市税の果たす役割がこれまで以上に重要になってきています。そこで、各区役所で行っていた税務事務を統合することにより、スケールメリットを活かした事務の効率化と組織の機能強化を行うことを通じて、公平で適正な課税と納税を推進するとともに、税務事務のコスト削減を図ります。

**Q 市税の納付場所は変わりますか?**  
**A** これまでの納付場所(金融機関など)に加えて、10月12日以降、新たに各市税事務所納税課でも納付することができます。ただし、区役所については、指定金融機関窓口での対応となります。また、納付書等の再発行については、担当の市税事務所へお問い合わせください。(区役所指定金融機関の窓口開設時間 9:30～12:00、13:00～15:00)

**Q 給与支払報告書の提出先は?**  
**A** 10月12日以降は、中央市税事務所市民税課(特別徴収担当)が提出先となります。郵送も可能です。

**Q 軽自動車などを取得したときの申告場所は?**  
**A** 軽自動車・バイクなどを取得したとき、廃車や譲渡などにより所有しなくなったとき、または転入・転出などの住所変更があったとき、10月12日以降は、次の場所で申告してください。  
・原動機付自転車 … 中央市税事務所または市指定の原動機付自転車標識交付事務取扱所  
・小型特殊自動車 … 中央市税事務所  
・軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイクを含む) … 札幌地区軽自動車協会(☎768-3955)  
・二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク) ……………… 札幌運輸支局(☎050-5540-2001)

**Q 固定資産税の課税内容の確認場所は?**  
**A** 土地・家屋名寄帳の閲覧場所や、土地・家屋価格等の縦覧場所は、10月12日以降、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産課となります。

**Q 償却資産申告書の提出先は?**  
**A** 10月12日以降は、中央市税事務所固定資産課(償却資産担当)が提出先となります。郵送も可能です。

**Q 納税通知書は変わりますか?**  
**A** これまで、区役所から区長名でお送りしていた納税通知書については、10月12日以降、市税事務所から市長名でお送りすることとなります。なお、区長名でお送りした納税通知書は市税事務所開設後も引き続き使用することができますので、お手元の納税通知書によりお納めください。

**Q 区長名で発行された市税証明は有効ですか?**  
**A** 10月12日以降、市税証明は市長名で発行しますが、区長名で発行した市税証明も引き続き有効です。  
※市税証明の提出先によっては有効期限を設けている場合があります。有効期限については提出先にご確認ください。

**Q 「5年分の所得証明が必要」と言われましたが、どこで取れますか?**  
**A** 10月12日以降、区役所では3年度以上前の市・道民税証明(所得証明)を交付することができません。最寄りの市税事務所および市役所2階市税証明窓口において、すべての市税証明を交付できますので、そちらへお越しください。

## 移転に伴うご注意

古い年度の証明交付や課税内容の確認については、書類等の移転のため、9月下旬から10月8日(金)まで、時間がかかる場合や当日中に対応できない場合がありますのでご了承ください。

## ●区役所リフレッシュ推進事業の実施について

各区役所において、税務事務所の設置を機に、「区役所リフレッシュ推進事業」を実施します。これは、待合スペースの拡充や庁舎案内の工夫などにより、区役所の見た目も中身もリフレッシュすることで、更なる市民サービス向上を目指す事業です。

### 1 基本コンセプト

区役所で 3C の実現を目指す

Convenient…来庁された方に分かりやすく便利に使っていただく

Cheerful…各種相談や手続きをしていただくことにより日常生活のさまざまな問題を解決し元気になっていただく

Comfortable…来庁された方にとってだけではなく、働いている職員にも心地よい空間にする

### 2 事業概要

#### (1) 取り組み内容

- ・待合スペースの拡充
- ・全区でデザインを統一した、より分かりやすい案内サインの設置
- ・課の配置を工夫することによる利便性の向上
- ・相談カウンターの拡大や間仕切りの拡充、相談室の充実などによるプライバシーへの配慮
- ・一時的に庁舎案内（コンシェルジュ）を配置
- ・市政情報の提供スペースの拡充、小中学生向けに市政情報を提供するスペースの設置
- ・戸籍住民課で所得証明や納税証明などの交付を実施
- ・中央区および東区に職業相談コーナーを設置（その他の区は設置済み）

#### (2) 実施時期

中央区	10月18日以降	豊平区	10月25日以降
北区	11月8日以降	清田区	11月1日以降
東区	11月15日以降	南区	11月15日以降
白石区	11月1日以降	西区	11月22日以降
厚別区	11月22日以降	手稲区	11月29日以降

※ 各区役所の大規模なレイアウト変更工事を伴うため、各種端末の移設やその再起動の確認作業が膨大であることや、各区役所における電話回線・電気回線の保守業者の重複などにより、1週に1~2区しか変更工事することができない。

#### (3) 関係予算

312,000 千円

### 3 レイアウト変更イメージ（例：中央区）



※ 各課の色わけについては、案内サインに表示する色と同じ色

### 4 案内サイン例

**戸籍・住民票の窓口**

外国人登録	
戸籍届	婚姻、離婚、出生、死亡届
お受け取り窓口	
お申し込み窓口	・転入、転出、住所変更 ・住民票 ・印鑑登録届出 ・戸籍証明 ・臨時運行許可

※戸籍の届を提出される方は番号発券機からの番号札は必要ありませんので直接 窓 口へお越し下さい

0 広聴・広報

0 戸 籍 届

問い合わせ先  
 市民まちづくり局  
 地域振興部区政課 部・岩田  
 電話：211-2252